平成２３年（フ）第６５号
群馬県藤岡市中栗須92―１　ノースリッチ302号室、住民票上の住所群馬県藤岡市本郷881番地　市住77―２棟10号
債務者　高橋　優子
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮森　惣平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１７１７号
堺市堺区榎元町３丁１番13号、前住所大阪市住吉区苅田５丁目７番24―707号
債務者　泉谷　喜信
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　隆司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０号
釧路市星が浦大通２丁目９番13号　雄飛ハイツ103号
債務者　近江　　孝
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後４時40分
５　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１号
岩手県北上市更木18地割74番地
債務者　半田美津江
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　李　　桂香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２００号
広島市西区草津梅が台７番６―405号
債務者　國川　倫子
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２９１号
福岡県朝倉郡筑前町東小田1331番地26
債務者　春口　　修
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　雅敏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２２号
岩手県一関市赤荻字亀田175番地２
債務者　千葉　正人
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２３号
岩手県一関市赤荻字亀田175番地２
債務者　千葉　和彦
１　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１３６号
北海道北斗市本町１丁目３番21号　ミズホハイツ102号室
債務者　吉田　高行
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４９号
山形市大字松原161番地の44
債務者　伊藤　麗子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０号
山形県天童市南町３丁目８番20号
債務者　五戸　則子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７号
岐阜県大垣市荒川町458番地２
債務者　西田　　巧
１　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
群馬県太田市原宿町4218番地２
債務者　長竹　明美
１　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７７号
群馬県太田市宝町897番地３
債務者　倉本　　悟
１　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７８号
群馬県太田市北金井町536番地１
債務者　髙橋　和美（旧姓守田）
１　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１号
静岡県掛川市大池1445番地の１　十九首団地54棟103号
債務者　小柳津英司
１　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第８７７号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古283番地パディ飾磨３－１Ａ、従前の住所兵庫県姫路市南条２丁目79番地３平木方
債務者　花谷　憲二
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部